

佐倉市条例第 号

佐倉市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(佐倉市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 佐倉市国民健康保険税条例（昭和34年佐倉市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第23条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改める。

第24条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 納税義務者の氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）

(佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則第1項に次の各号を加える。

(1) 附則第4項（見出しを含む。）の改正規定（「又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と）の次に「、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法

附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とを加える部分に限る。)、附則第 1 4 項の改正規定(「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める部分に限る。)及び附則第 1 5 項の改正規定(「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める部分に限る。) 公布の日

(2) 附則第 1 5 項の改正規定(「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。) 平成 2 8 年 1 月 1 日

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条の規定 公布の日

(2) 第 1 条中第 2 4 条第 2 項第 1 号の改正規定 平成 2 8 年 1 月 1 日

(適用区分)

2 第 1 条の規定による改正後の佐倉市国民健康保険税条例の規定は、平成 2 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 2 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。